

令和

2

年度

皆さまのまちづくり活動の経費を補助します！

西京区 募集案内 地域力サポート事業

どんなまちづくりが
出てくるか楽しみだ
にょん♪



地域力向上支援枠

上限 **30** 万円 ※重点枠は上限50万円

活動経費の **1/2** + ボランティア活動への補助（5万円）

草の根活動支援枠

上限 **10** 万円

活動経費の **3/4** + ボランティア活動への補助（5万円）

申請期限

令和2年 **4月15日** ~ **5月29日** **必着**

皆様のまちづくり活動をサポートします！

近年、少子・高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など社会環境が変化する中で、地域コミュニティ、福祉、防犯・防災、環境など様々な分野で、地域の住民やNPOなどによるまちづくりがますます重要となっています。

「西京区地域力サポート事業補助金」は、地域課題の解決に向けて区内で行われているこのような自発的、主体的なまちづくり活動を支援する補助金です。

補助の対象は、西京区内で行なわれる、地域のまちづくりにつながる活動です！

サポート事業補助金は、地域コミュニティの活性化や安心安全なまちづくりなど、

住民の皆様が主体となって、地域がよりよいまちになることを支援する制度です。

趣味的な活動や、参加者だけにメリットがあるイベントなどは補助できないことがあります。

(審査基準P. 5 参照, 審査で評価が低くなる事例P. 6 参照)

まちづくりの主役は皆様です！

『みんなの力で明るい地域を育む』

そんなまちづくり活動の御提案をお待ちしています！



「職住近接」による地域のまちづくりを進める活動からの申請を待っているにょん！

<目次>

1 申請の対象について

①	対象となる団体	P. 1
②	対象となる活動	P. 1
③	募集枠	P. 2
④	対象となる活動期間	P. 3
⑤	経費について	P. 3
⑥	その他留意点	P. 4

2 申請の手続きについて

①	申請書類	P. 4
②	申請方法	P. 4
③	申請期間	P. 4

3 審査について

①	審査方法・審査基準	P. 5
②	審査結果の通知	P. 6

4 交付決定後について

①	概算払（活動終了前の補助金の交付）	P. 6
②	活動内容の中止・変更	P. 6
③	実績報告	P. 6
④	活動報告	P. 6
⑤	経費支出に関する書類の保管	P. 6

5 その他

①	ロゴマーク等の使用	P. 7
②	広報や相談窓口等の支援	P. 7
③	情報公開	P. 7

補助金交付額の計算方法 P. 8, P. 9

よくある質問 P.10, P.11

申請書記入例 P.12～P.15

申請書第1号様式～第3号様式, 第8号様式～第10号様式 P.16～P.22

1 申請の対象について

1 対象となる団体

ア 地域の自治を担う団体で、次に掲げる要件を備えているもの

＜各学区・地域の自治連合会、各種団体等＞

- ・ 地域活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。
- ・ 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体により構成されるものであること。
- ・ 多くの地域住民に支持されているものであること。

イ 自主的・主体的に活動を行う団体で、次に掲げる要件を備えているもの

＜NPO等の非営利活動団体＞

- ・ 定款又は会則等を設けていること。
- ・ 設立から1年以上継続して活動していること。（草の根活動支援枠（次ページ「募集枠」参照）については、一定の要件を満たせば1年未満でも可）
- ・ 非営利で公益的な活動を行う団体であること。
- ・ 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ・ 暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体又は構成員に暴力団員等若しくは暴力団密接関係者がいる団体でないこと。
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う団体でないこと。

ウ 大学等の教育機関又は大学の研究室、ゼミその他これらに類するもの

- ※ 対象は団体に限ります。個人での申請はできません。
- ※ 法人格の有無は問いません。
- ※ 西京区外の団体も対象となります。

2 対象となる活動

次に掲げる全ての要件に該当する活動が対象となります。

- ・ 西京区基本計画の推進に資するものであること。（西京区基本計画に掲げる取組分野に係る取組。特に基本計画の「重点テーマ」に位置付けられている分野、及び文化芸術、職住近接に関するまちづくり活動については、審査における評価が高くなります。）

※ 区基本計画に掲げる取組分野は第1号様式を参照してください。

※ 職住近接に関する活動とは、サービスの受け手等から対価を得て行う継続的な取組で、将来、活動団体員の人件費も含め、自立が見込める活動を想定

（例）特産品を活用したコミュニティビジネス、地域住民によるまち歩きガイド など

【重点テーマ】 つながり・しごと・くらしを育てるとともに、西京区ならではの文化を広く発信し、“行ってみたい”，“住んでみたい”と実感できるまちづくりに取り組みます。

- 地域の更なる活性化（地域コミュニティ、産業、観光、大学等との連携）
- 文化を基軸とした西京区ならではのまちづくりの推進（歴史・文化、生涯学習）
- 子どもをはぐくみ、健康長寿のまちづくりを推進（地域福祉、子育て、高齢者・障害者福祉、保健・医療）
- 安心・安全で環境にやさしいまちづくりの推進（安心・安全、自然環境、まちの美化、循環型社会）

※（ ）内は各テーマにおいて該当する区基本計画の具体的な取組分野

- ・ 西京区内で実施されるものであること。
ただし、次のア～クに掲げる要件に該当する活動は、対象とはなりません。

- ア 営利、政治、宗教を目的としたもの又はそれらを助長するもの。
- イ 調査・学術研究及び趣味的活動を行うことを主たる目的としたもの。
- ウ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。
- エ 過去に同一又は類似した事業で3回交付を受けたもの。
- オ 学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっているもの。
- カ 参加者を恣意的に制限しているもの。
- キ 団体の構成員を募集することを主たる目的とするもの。
- ク その他、京都市が行う取組と重複する場合など、区長が補助の対象として、適当ではないと認めたもの。

※ 物品の購入が経費の中心となる活動は対象外です。

※ 複数年度にまたがる活動も対象となります。ただし、補助金の交付対象は申請のあった年度の活動で、次年度以降は改めて申請が必要です。

③ 募集枠

活動の規模や内容等に応じて、2つの枠があります。

	地域力向上支援枠	草の根活動支援枠
対象となる活動	多くの区民を対象に、地域の活性化を目指して取り組む活動	比較的小さな規模で、魅力あるまちづくりに資する活動
補助金の額※ ¹	<u>対象経費※²の2分の1に、ボランティアの活動費相当額※³を加えた額</u> <u>上限：30万円*又は自己負担の額※⁴のいずれか低い方</u>	<u>対象経費の4分の3に、ボランティアの活動費相当額を加えた額</u> <u>上限：10万円又は自己負担の額のいずれか低い方</u>

※¹ 補助金の額の計算については、P. 8, P. 9を参考に計算してください。

※² 対象経費とは？

活動の実施に直接要する経費のうち、対象外経費を除いた額。
(対象経費、対象外経費については次ページ⑤参照)

※³ ボランティアの活動費相当額とは？

まちづくり活動に無償で従事する方の総活動時間数に、500円を掛けた額(第3号様式では、「無償の活動費相当額」としています。)(上限：いずれの枠も5万円)

次のような作業等は、ボランティア活動費相当額に算入できませんので御注意ください。

- ・ 個人で行う事務作業等(広報用ホームページの作成等)
- ・ まちづくり活動の実施・準備に直接関わらない作業

【注】「ボランティアの活動費相当額」は、あくまで実際に支出した活動経費の一部を補助するもので、活動に対する人件費としての性質のものではありません。そのため、自己負担の額を超える補助はできません。

※⁴ 自己負担の額とは？

- ・ 収入(寄付金、参加費(イベント参加者から徴収する実費等)、他の補助金等)が対象外経費額より多い場合は、活動の実施に直接要する経費(対象経費+対象外経費)から収入を差し引いた額。
- ・ 収入が対象外経費額より少ない場合、又は収入が0円の場合は対象経費。

☆ 「地域力向上支援枠」の重点枠は上限50万円

次の3つの要件をいずれも満たす活動は、上限を50万円とする。

- ・ 地域にとって取り組む必要性が高い課題の解決につながり、地域や地域住民に直接寄与するような活動
- ・ 地域住民が活動に参加し、地域全体のコミュニティを活性化する活動
- ・ 来年度以降も効果の持続又は自律的な継続が期待できる活動

サポート事業補助金は、「京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金」など、他の補助金との併用も可能です。ただし、同じ領収書を精算することはできません。

なお、他の補助金を受けた場合、サポート事業補助金額が減額される可能性があります。

(※4参照)

4 対象となる活動期間

令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

5 経費について

補助金額の計算の基となる経費（対象経費及び対象外経費）には、次のようなものがあります。

対象経費（例）

- ア 講師等への謝礼金
(団体の構成員に対するものは、高い専門性を有していると認められる場合に限る。)
単価の上限：1時間当たり1万円、1日当たり3万円
団体の構成員に対するものは、構成員1名当たり1年間で3万円
- イ 活動の実施のため一時的に雇用するアルバイト等の人件費
単価の上限：1時間当たり千円、1日当たり8千円、団体の構成員に対しては不可
- ウ 事務用品等の消耗品の購入費用
- エ 活動で使用することが明確な物品の購入、修繕費用（特に必要と認められるものに限る。）
単価の上限：1個当たり5万円未満
- オ チラシ・パンフレット等の印刷に要する費用
- カ チラシ・パンフレット等の発送に要する費用
- キ イベント保険等の保険料
- ク 会場使用料及び機材等の賃貸借に係る費用
- ケ 活動に要する交通費（タクシーは原則不可）
総額の上限：5万円（経済的かつ合理的な方法と認められるもの。）
- コ 資材等の運搬費用
- サ 会場設営等、業務の一部を外部に委託した費用
- シ 活動の記録に要する費用
- ス その他活動に直接必要な経費のうち、第三者に対して支払われる費用

対象外経費（例）

- ア 会議におけるお茶代、軽食費等
- イ 記念品代などの参加者に配る有価物
※ 「ア 飲食費」、「イ 記念品代」の例外（対象経費にできる場合）
ワークショップなど、作成等自体が活動の目的である場合、その材料費等は、1人100円分（税抜）までは対象経費に計上可
- ウ 宿泊費
- エ 団体の構成員が研修等に参加する費用等
- オ パソコン、カメラ、テレビなど、補助対象の活動目的以外での幅広い目的で使用可能な備品等の購入費用

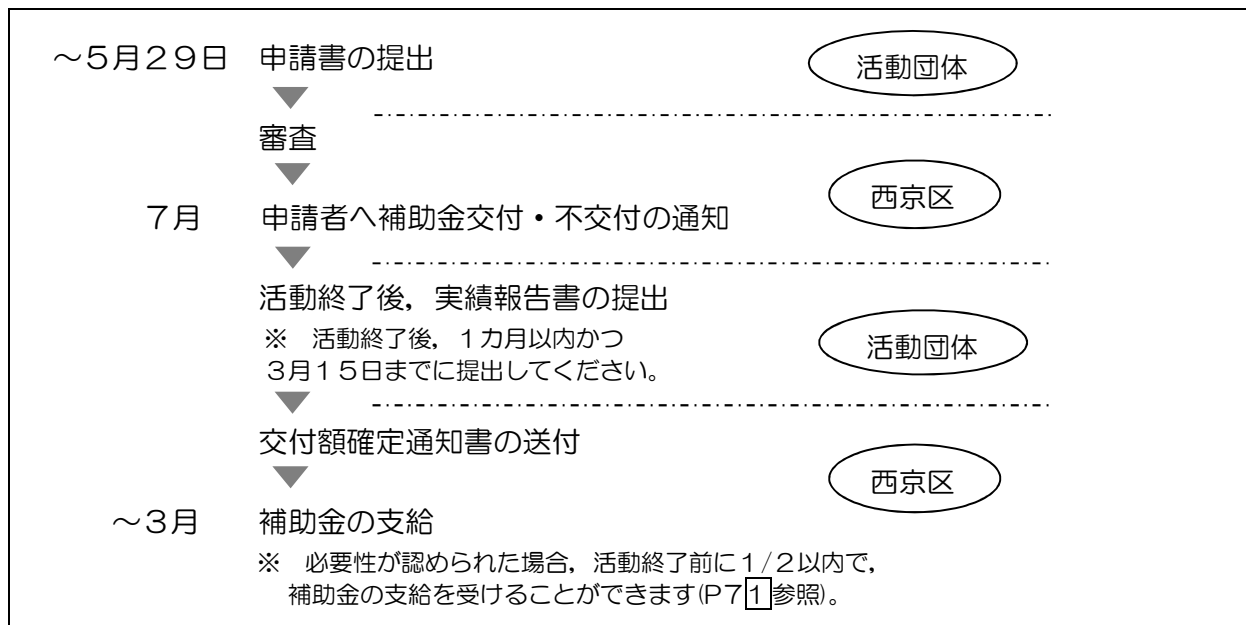
経費（対象経費及び対象外経費）として認められないものには、次のようなものがあります。

- ・ 外食費
- ・ 団体の維持・運営に関する経費（電話代、光熱費、家賃、ガソリン代等）
- ・ 団体の構成員の人件費及び団体の構成員が代表となっている団体への委託費
- ・ 土地、建物、車両等、資産形成につながるもの。
- ・ その他用途の不明な経費（領収書が無い等）
- ・ 5万円以上の備品の購入費

6 その他留意点

- 雨天等で中止となった活動に関しては、原則、補助金は交付しません。屋内会場の手配や予備日等の設定を行う等、なるべく雨天時でも活動できるような計画を立ててください。
- 他団体との共催など、協働で行う事業でも申請できますが、協働の内容が分かるよう、申請書等に記載してください。

2 申請の手続きについて



1 申請書類

- ア 交付申請書（第1号様式）
- イ 収支予算書（第2号様式）
- ウ 無償の活動費相当額計算書（第3号様式）
- エ 定款、規約、会則又はそれに準ずるもの
- オ 構成員名簿又は役員名簿

※ 様式は西京区役所ホームページからもダウンロードできます。

西京区地域力サポート

検索

2 申請方法

申請期間内に上記書類を、郵送又は持参（平日午前8時30分から午後5時まで）により、下記の申請先へ提出してください。

<申請先>

- ・西京区役所総務・防災担当（TEL 381-7158）〒615-8522（住所記入不要）
- ・洛西支所まちづくり推進担当（TEL 332-9318）〒610-1198（住所記入不要）

※ スムーズな申請のため、事前相談を受けてください。

相談窓口は、事前予約制です。日時を調整しますので、西京区役所総務・防災担当 地域力サポート事業担当（TEL 381-7158）へ連絡をお願いします。なお、御希望の日時で調整できない場合もありますので、御了承ください。

3 申請期間

令和2年4月15日（水）～5月29日（金）【必着】

3 審査について

1 審査方法・審査基準

区民や学識経験者などで構成する「西京区地域力サポート事業補助金審査委員会」における審議を踏まえ、区長が交付の可否を決定します。

ア 審査方法

<地域力向上支援枠>

- 書面審査（提出していただいた申請書類の書面による審査）



書面審査を通過した団体のみプレゼンテーションを行います。選考結果は文書で通知します。

- プレゼンテーション

申請団体の方から活動内容のプレゼンテーションを行っていただいた後、審査委員からの質問に答えていただきます。

実施に当たっては、来庁していただく日時を文書でお知らせします。

- ・必ず出席してください。欠席の場合は失格となりますのでご注意ください。
- ・1団体につき10分程度を予定しています（申請の状況により変更あり）。

《 プレゼンテーション実施日 ： 7月中旬 》

<草の根活動支援枠>

- 書面審査のみ。プレゼンテーションはありません。

イ 審査基準

	地域力向上支援枠	草の根活動支援枠
公益性	・西京区地域力サポート事業の趣旨に添った、地域にとって取り組む必要性の高い活動か ・地域全体の利益につながるか ・地域住民が活動に多数参加し、地域コミュニティの活性化が期待できるか	・西京区地域力サポート事業の趣旨に添っており、多くの区民に支持され、定着することが期待できるか ・地域住民が活動に多数参加し、地域コミュニティの活性化が期待できるか
効果	・活動の結果、得られる成果は大きなものか ・「重点テーマ」又は「文化芸術による地域のまちづくり」の推進に寄与するものか ・「職住近接に係る地域のまちづくり」の推進に寄与するものか	・「重点テーマ」又は「文化芸術による地域のまちづくり」の推進に寄与するものか ・「職住近接に係る地域のまちづくり」の推進に寄与するものか
費用	・経費の積算は適切か、効果に対して経費が妥当なものか	・経費の積算は適切か、効果に対して経費が妥当なものか
新規性	・取り組む課題や活動が新たなものか	・取り組む課題や活動が新たなものか
普及性	・他地域への活動の広がりを期待できるか ・他団体との連携による活動の広がりを期待できるか	・他地域への活動の広がりを期待できるか ・他団体との連携による活動の広がりを期待できるか
計画性	・スケジュールや実施手法が実現可能か	・スケジュールや実施手法が実現可能か
継続性	・来年度以降も効果の持続又は自律的な活動が期待できるか	
独創性		・内容に独自の視点や発想、創意工夫があるか

ウ 留意点 審査の結果、補助金が不交付となる場合や、申請額から減額して交付することがあります。

エ 審査で評価が低くなる活動の事例

- ・ 地域にとって取り組む必要性が高い課題の解決につながりにくいもの
- ・ 特定の企業や団体等の利益につながるもの
- ・ 一度限りのイベントで、今後のまちづくりにつながらないもの又は効果の持続性が期待できないもの
- ・ 活動内容が趣味やサークル活動の一環で、まちづくりにつながらないもの
- ・ 物品購入が中心、又は活動の大部分を業者に委託し、団体の構成員が作業などに参加して実施する活動が少ないもの(物品購入のみ、全額委託は不可)
- ・ 対象経費の見積りが過大なもの。
- ・ 既存の団体が、本来の業務として実施することが想定されているもの。
- ・ 長年にわたり地域で恒例となっているもの（まつりや体育祭、防災訓練等など）

2 審査結果の通知

7月下旬頃（予定）に、交付又は不交付決定の通知書を送付します。

4 交付決定後について

1 概算払（活動終了前の補助金の支給）

補助金は活動終了後の交付が原則ですが、活動実施のため必要と認められた場合は、活動終了前に補助金額の2分の1の範囲内で支給を受けることができます。

2 活動内容の中止・変更

補助金交付の決定後、活動内容の変更又は中止をしようとするときは、補助金計画変更・中止承認申請書により、事前に承認を受けてください。

3 実績報告

事業終了後、1箇月以内かつ3月15日(必着)までに実績報告書等の必要書類を提出してください。

4 活動報告

○ 活動報告会の実施（補助金の交付を受けた団体のうち5、6団体程度）

補助金の交付を受けた団体に、活動の成果などの報告、PR及び団体同士の情報交換の場として、令和3年2～3月頃に、公開による活動報告会の実施を予定しています。

○ 活動報告パネル展示の実施（補助金の交付を受けた全ての団体）

令和3年2月頃に、補助金の交付を受けた団体にパネルを作成していただき、区役所や支所等で展示する予定です。（過去のものはホームページ参照）

5 経費支出に関する書類の保管

活動の実施に係る経費支出に関する書類を整備のうえ、活動を実施した翌年度以降、5年間保管してください。（保管期間中は、求めがあった場合、提出できるようにしてください。）

5 その他

1 ロゴマーク等の使用

- ア 西京区地域力サポート事業補助金ロゴマーク（右図）
補助金の交付を受ける活動の広報用媒体（ビラ、ホームページ等）
には、必ず右のロゴマークを表示してください。



イ 文化芸術マーク

補助金の交付を受ける活動のうち、「文化芸術による地域のまちづくり」として認定したものについては、市のホームページで紹介します。認定された団体においては、活動に関するチラシ等に「文化芸術によるまちづくり認定事業」のマーク（右図）を表示していただくよう努めてください。



ウ 西京区マスコットキャラクター「にしきょう・たけにょん」

平成26年2月に生まれた西京区のマスコットキャラクター「にしきょう・たけにょん」を使用することができます。ホームページの使用要綱等で手順を御確認のうえ、活動のチラシやパンフレット等にどんどん活用ください。



「にしきょう・たけにょん」

たけにょんの部屋

検索

2 広報や相談窓口等の支援

補助金の交付を受ける団体は、協議のうえ、次のような支援も受けることができます。

- ア 活動情報を西京区役所ホームページへの掲載できます。
- イ 西京区役所・洛西支所で、活動に関する印刷物の配架ができます。
- ウ 活動に対する西京区役所後援名義の使用（※協議のうえ、申請が必要です。）
- エ 活動の広報や人員の確保などについて、申請時や交付決定後に、担当職員、まちづくりアドバイザーに相談できます。（事前予約制）
- オ 事業運営面での助言・指導として、「まちづくり・お宝バンク」市民サポーター派遣を実施しています。チラシやホームページの製作、各種申請書類の作成、資金調達、会計・労務、事業企画、組織運営など様々な悩みの解決を支援しています。

取組提案の応募及び事業の詳細は、以下のホームページを御確認いただくか、総合企画局総合政策室（222-3178）まで、お問い合わせください。

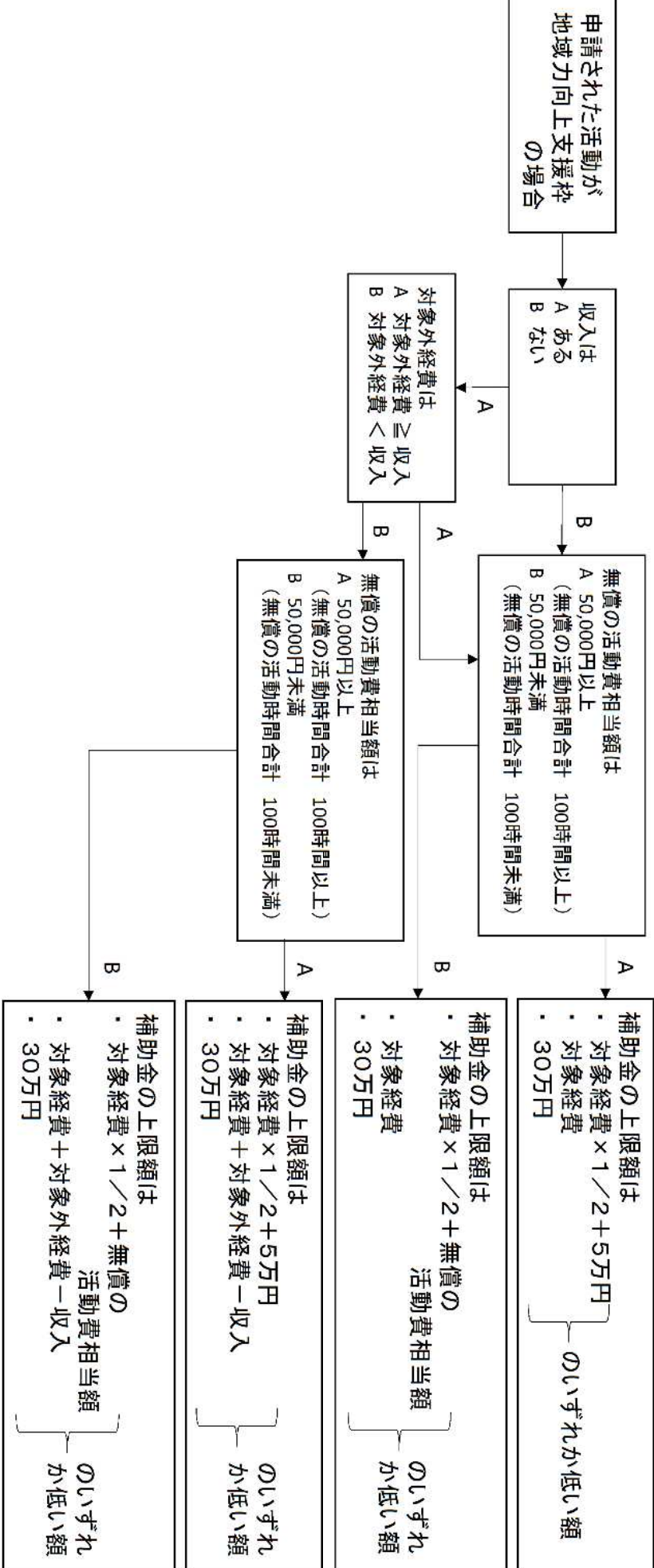
“みんなごと”のまちづくり推進事業ホームページ https://tsukuru-kyoto.net/bank_index/

※「市民サポーター派遣」の詳細は、「提案への支援制度」を参照

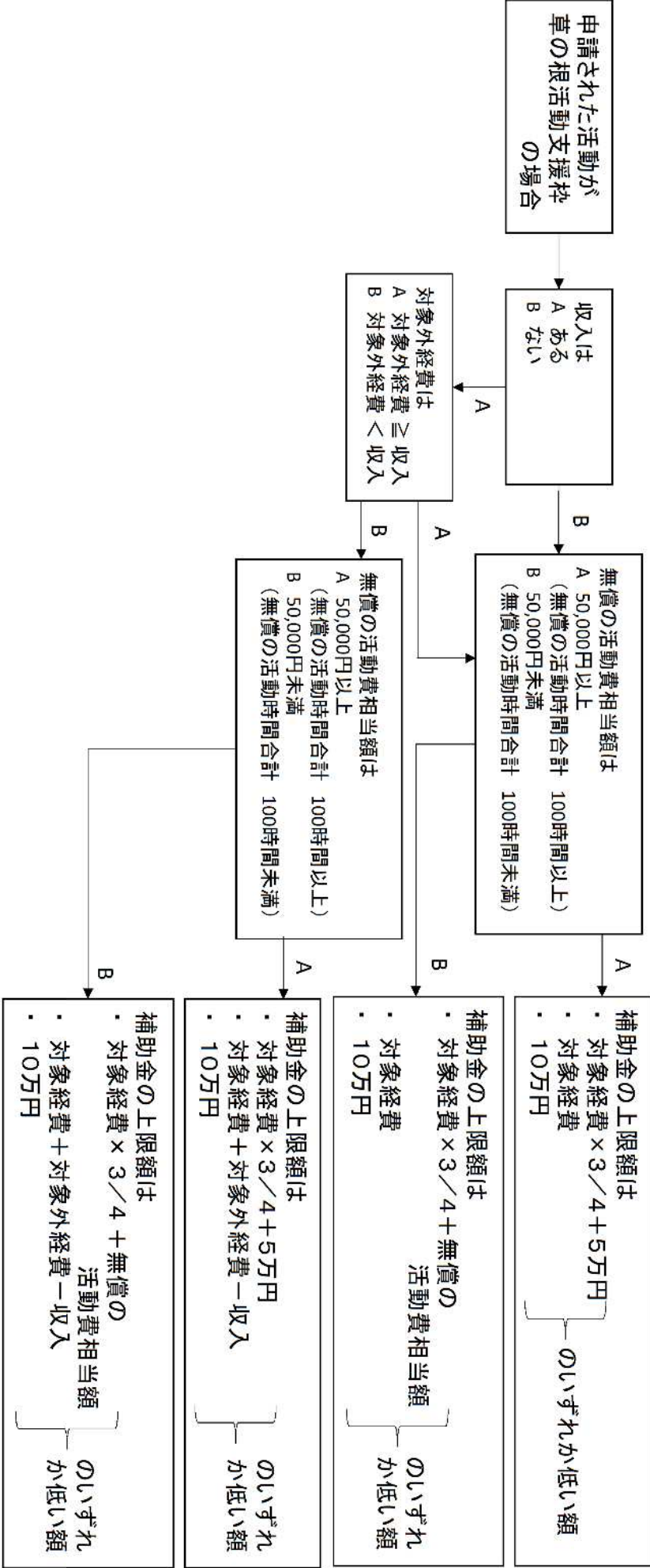
3 情報公開

- ア 申請のあった活動については、活動内容や審査結果等を、広報資料や市民しんぶん西京区版、区ホームページ等で公開することがあります。また、活動の取材を行うことがありますので、御協力をお願いします。
- イ 提出いただいた申請書類、実績報告書等は、個人情報保護の対象になる部分を除き、情報公開の対象となります。

地域力向上支援枠における補助金算出方法



草の根活動支援枠における補助金算出方法



よくある質問

Q1 どうしてこのような制度ができたのですか。

A 本市では、「区民が自ら考え、提案し、行動する取組を区長が先頭に立って、区役所との共汗によって推進していくための予算システム」として「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」を平成24年度に創設しました。「地域力サポート事業」はこの予算を活用し、皆様が自発的、主体的に実施されるまちづくり活動を支援するために創設したものです。皆様が自ら考え活動されることが、地域のつながりや愛着心を育み、それが地域力の向上につながっていきます。それを積極的に後押しする「地域力」向上の支援が、今、行政に必要な役割であると考えています。

Q2 どのようなサポートが受けられるのですか。

A 活動経費（活動の実施に直接要する経費）の2分の1（地域力向上支援枠）又は4分の3（草の根活動支援枠）に、ボランティアの活動費相当額（Q3を参照）を加えた額を補助します。また、希望される場合は、西京区ホームページへの掲載、活動に関する印刷物の配架などの広報の支援を行います。また、西京区役所の後援名義の使用もできます（事前の申請が必要）。

Q3 ボランティアの活動への補助とは何ですか。

A 団体で行うまちづくり活動に無償で従事する方の労務提供に対し、総活動時間に1時間当たり500円を乗じた額を、5万円を限度として補助するものです。

Q4 誰が申請できるのですか。

A ①西京区内の自治連合会や各種団体のほか、②NPO等非営利活動団体や③大学等の教育機関なども申請できます。また、②と③については、西京区内で活動されるのであれば、区民でなくても申請できます。いずれの団体につきましても法人格は問いません。ただし、組織としてしっかりとした活動を継続できる体制があることや、活動の目的等が明確であることなどを確認させていただくため、定款や会則等の提出が必要になります。

Q5 対象経費はどのようなものが対象となりますか。

A 活動の実施に直接要する経費で、事務用品などの消耗品や、チラシ、パンフレットなどの印刷経費、会場使用料、講師謝礼などが対象となります。

ただし、飲食に関する経費や宿泊費、記念品代や団体・グループ等の運営に関する経費などは対象外です。

→4ページ「**5**経費について」参照

Q6 申請時点で終了した事業でも申請できるのですか。

A 申請できます。

対象となる活動期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしています。

ただし、審査で認められるとは限らないため、補助金交付決定前に活動を実施する場合、結果的に補助金を受給できない可能性があります。

Q7 他の補助金を受けていますが、地域力サポート事業の申請はできますか。

A 申請できます。収支予算書の収入欄に他の補助金についても明記してください。
ただし、まだ申請中のものや申請を予定されている補助金については、自己資金の内訳欄に、参考として必ず御記入をお願いします。ただし、同じ領収書を精算することはできませんので、報告書の提出の際に、他の補助金に関する資料（領収書の写しなど）の提出が必要になります。

Q8 以前から実施している事業ですが、申請できますか。

A 制度の主旨に合致している活動であれば、申請は可能です。
ただし、審査基準の「新規性」や「効果」の評価が低くなります。
地域で既に恒例となっているイベント（学区まつり、学区体育祭等）や記念イベント等については、原則として認めません。

Q9 全ての支払に「領収書」を整理しておく必要がありますか。

A 全ての支払について、レシートや領収書等支払が分かる書類の原本の保管が必要です。
① 購入内容や購入日の分かるレシートがある場合はレシートで結構です。
② レシートがなく「領収書」を発行してもらう場合は、購入の状況が分かるように領収書の「宛先（申請された団体名）」、「ただし書（物品名、数量を全て明記）」、「日付」等を必ず記入してもらってください。
③ 口座振り込み等の場合は、振込票及び購入内容等が分かる請求書が必要です。
※ 適正な領収書と認められない場合は、支給の対象とできません。

Q10 レシートや領収書の整理はどのようにすればよいですか。

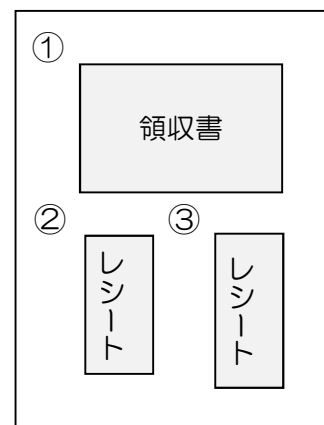
A 以下の点に注意してA4の紙に貼付け等を行い保管してください。
① 実績報告時に「写し」を提出するため、レシートや領収書が重ならないように貼る。
② 「領収書」は記載誤りや不備等がないか確認し、必要に応じて発行者に修正や追記をお願いする。

【領収書のチェックポイント】

- ・宛名が申請団体であること
- ・金額が明示されていること
- ・領収内容（ただし書：品名、個数）の記載があること
- ・領収年月日が正しく記載されていること

③ 領収書ごとに通し番号を付け、用紙に記入する。
（実績報告時に提出する収支決算書の対応する経費に同じ番号を記入する。）

例外： 領収書で購入内容が分からないものがある場合は、購入内容の分かるもの（請求書や納品書、明細書等）と一緒に貼り付けておく。



西京区地域力サポート事業補助金交付申請書

（宛先） 西 京 区 長	令和 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） 615-8522 京都市西京区上桂森下町25-1	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名） まちの縁側想作隊 に し き よ う （代表者役職・氏名） 代表 にしきょう たけによん （電話） 075-381-7158

西京区地域力サポート事業補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。

団体の概要 ※団体の目的や 活動内容等	【団体の構成】 下記の目的に賛同する〇〇町内会の有志により構成 【団体の目的】 〇〇町内（地域）の活性化 （人と人の縁が輪でつながるまちづくりをめざす。） 【活動実績】 子ども祭り等の開催，自治会加入促進チラシ作成 ※ 団体の詳細及び会則，名簿は別添参照		
設立時期	平成20年 4 月	構成人数	10 人
担当者 連絡先	（住 所） 610-1143 京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2 （役職・氏名） 会計 にしきょう のこたん （電 話） 〇〇〇 - 〇〇〇〇 （FAX） 〇〇〇 - 〇〇〇〇 （E-mail） 〇〇〇〇 @ 〇〇〇 .co.jp		
該当する西京区基本計画の取組分野	西京区基本計画取組分野一覧 第1節 人と人との支え合う区民が主役のまちづくり ☐人権 ☒地域コミュニティ ☐区民参加 ☐地域福祉 ☐子育て ☒高齢者福祉 ☐障害者福祉 ☐保健・医療 ☐教育 ☐安心・安全 ☐商工業 第2節 環境と共生するまちづくり ☐自然環境 ☐歩くまち・京都 ☐まちの美化 ☐循環型社会 ☐景観・住環境 ☐農業 第3節 人と歴史・文化が輝くまちづくり ☐歴史・文化 ☐観光 ☐市民スポーツ ☐大学等との連携 ☐都市間交流 ☐生涯学習 第4節 暮らしやすい都市基盤が整うまちづくり ☐公共交通 ☐道路環境 ☐河川・上下水道 ☐建築物の耐震化 ☐文化芸術に関する取組 ☐職住近接に関する取組 ※ 該当する分野の□にチェックをしてください。（複数可） ※ 区基本計画の重点テーマに位置付けられている取組及び文化芸術による地域のまちづくりを推進する取組は，審査において，他の分野の取組よりも高く評価されます。（下線の取組分野）		
交付申請額	144,000 円		

記入例

②

第1号様式 - ② (第5条関係)

＜活動の概要＞

活動の名称	まちの縁側づくり	
申請枠区分	地域力向上支援枠・草の根活動支援枠 ※ いずれかに○をしてください。	
活動の範囲	☐ 区全域 ☐ ()学区・地域内 ☒ (○○○○)町内 ☐ その他()	
活動の状態	☐ ① 新規 ☒ ② 立上げ期（取組開始から３年目まで） ☐ ③ 毎年実施（取組開始から３年以上経過） ☐ ④ ②立上げ期又は③毎年実施だが、今回新たに充実した部分がある ⇒ 今回充実した内容（④を選択した場合のみ記入） { } ☒ ⑤申請内容の活動について、過去に西京区地域力サポート事業補助金の交付を受けている 交付を受けた年度：(平成２７)年度，(令和元)年度	
他の補助金の活用	☒ 申請内容の活動について、他の補助金を活用している又は活用する予定 補助金の名称〔 京都府地域力再生プロジェクト交付金 〕	
地域課題・活動の目的 ※どのような課題に対して、活動を行うか等を明記する	【課題】昔の縁側のように気軽に集えるような場所が町内にはなく、地域の横のつながりが薄くなっている。 また、そうしたことから、新しく来られた住民が地域になじみにくく、町内会の加入率が下がっている。 【目的】商店街の空き店舗を利用し、子育て世代から高齢者まで、だれもが気軽に立ち寄り、語り合える、縁側のような居場所づくりを行う。 また、その場所で新しく来られた住民を歓迎するイベントを行う。	
活動内容	○ イベントの開催（年４回実施） ・新住民の歓迎を兼ねた手作り昼食会（６月，２月） 【新住民への町内活動の紹介と栄養バランスのよいお手軽料理教室】 ・夏の演芸会（８月）【寄席や太鼓の演奏を実施】 ・クリスマス企画（１２月）【手作りプレゼントの製作】 ○ こども絵画展の開催（１０月）【地域の子どもたちによる絵画展】 ○ 「縁側サミット」の開催（月１回） 【地域の住民の交流カフェ，情報交流，イベント企画等】	
スケジュール	時期	実施内容（場所，参加予定人数）
	６月 ８月 １０月 １２月 ２月毎月 （第２土曜日）	手作り昼食会 夏の演芸会 こども絵画展 クリスマス企画 手作り昼食会２縁側サミット
補助金の活用による活動の効果	- 自治会加入率の向上（新住民の加入） - 地域住民同士の交流の活性化	

※ 「団体の概要」、「活動の概要」については、別紙による提出も可能です。

※ □は、項目中のいずれかに☑をしてください。

記入例

第2号様式（第5条関係）

西京区地域力サポート事業補助金収支予算書

（宛先） 西 京 区 長	令和 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） 615-8522 京都市西京区上桂森下町25-1	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名） まちの縁側想作隊 （代表者役職・氏名） 代表 にしきょう たけにょん （電話） 075-381-7158

1 支 出

項 目		内 訳 (名称, 積算単価, 数量等を具体的に記入してください)	金額 (円)
対象 経費	講師謝礼 (手作り昼食会)	1 回 10, 000円×2 回	20, 000
	出演謝礼 (夏の演芸会)	20, 000×2回	40, 000
	会場装飾費 (夏の演芸会)	設備レンタル料 (電飾, 音響等)	25, 000
	会場装飾費 (クリスマス企画)	設備レンタル料 (電飾, 音響等)	25, 000
	材料費 (クリスマス企画)	はさみ等文具, 色紙等	30, 000
	案内等の郵送費	82円×200枚	16, 400
	ワークショップ文具費	マジック, 模造紙等	7, 000
	チラシ印刷費	1 枚 13円×2000枚	26, 000
	対象経費 小計 (A) ※1 補助金の算定基礎金額		189, 400
対象外 経費	材料費 (手作り昼食会)	野菜, 調味料等	40, 000
	軽食費 (ワークショップ)	コーヒー等	20, 000
	対象外経費 小計 (B) ※2 必要な場合のみ記載		60, 000
合 計 (C) = (A+B)			249, 400

2 収 入

項 目	内 訳 (名称, 積算単価, 数量等を具体的に記入してください)	金額 (円)
西京区地域力サポート事業補助金（交付申請額） ※ 千円未満の端数は切捨て		144,000
その他補助金等	京都府地域力再生プロジェクト交付金	63,000
事業収入 （参加費, 寄付金等）	参加費	
	1人400円×20人×2回（昼食会）	16,000
	1人200円×30人（クリスマス）	6,000
	1人100円×15人×12回（ワークショップ）	18,000
自己負担		2,400
合 計（D） ※3 (C) = (D)		249,400

※1 支出項目は当補助金の対象経費と対象外経費に分けて記載してください。対象経費小計（A）が補助金額を算定する基礎となります。

※2 対象外経費は必要な場合のみ記載してください。

※3 支出の合計（C）と収入の合計（D）が等しくなっているか確認してください。

記入例

第3号様式（第5条関係）

西京区地域力サポート事業補助金無償の活動費相当額計算書

活動内容 ※ できるだけ具体的に記入してください。	①活動参加人数	②活動時間	無償の活動時間 計 (①×②)
6/〇 手作り昼食会	5	3	15
8/〇 夏の演芸会	8	4	32
10/〇 こども絵画展準備	7	3	21
12/〇 クリスマス企画	8	3	24
2/〇 手作り昼食会	4	3	12
③ 合 計			104 (小数点以下切捨て)

④ ③×500円	52,000 円
----------	----------

無償の活動費相当額 (④≤5万円 ⇒ ④の額, ④>5万円 ⇒ 5万円)	50,000 円
---	----------

※ 無償の活動費相当額の補助金は、5万円が上限です。

※ 活動ごとの参加者が分かる名簿を提出してください。

注 「無償の活動費相当額」は、人件費としての性格のものではなく、あくまで実際に支出する対象経費の一部を補助するものです。（募集案内P3参照）

西京区地域力サポート事業補助金交付申請書

（宛先） 西 京 区 長	令和 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） □□□-□□□□	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名） （代表者役職・氏名） （電話）

西京区地域力サポート事業補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。

団体の概要 活動実績	※ 定款、会則、名簿等の団体に関する資料を添付してください。		
設立時期	年 月	構成人数	人
担当者 連絡先	（住 所）□□□-□□□□ （役職・氏名） （電 話） — （FAX） — （E-mail） @		
該当する西京区基本計画の取組分野	西京区基本計画取組分野一覧 第1節 人と人との支え合う区民が主役のまちづくり ☐人権 ☐地域コミュニティ ☐区民参加 ☐地域福祉 ☐子育て ☐高齢者福祉 ☐障害者福祉 ☐保健・医療 ☐教育 ☐安心・安全 ☐商工業 第2節 環境と共生するまちづくり ☐自然環境 ☐歩くまち・京都 ☐まちの美化 ☐循環型社会 ☐景観・住環境 ☐農業 第3節 人と歴史・文化が輝くまちづくり ☐歴史・文化 ☐観光 ☐市民スポーツ ☐大学等との連携 ☐都市間交流 ☐生涯学習 第4節 暮らしやすい都市基盤が整うまちづくり ☐公共交通 ☐道路環境 ☐河川・上下水道 ☐建築物の耐震化 ☐文化芸術に関する取組 ☐職住近接に関する取組 ※ 該当する分野の□にチェックをしてください。（複数可） ※ 区基本計画の重点テーマに位置付けられている取組及び文化芸術による地域のまちづくりを推進する取組は、審査において、他の分野の取組よりも高く評価されます。 （下線の取組分野）		
交付申請額	円		

②に続く

西京区地域力サポート事業補助金収支予算書

（宛先）西 京 区 長	令和 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） □□□-□□□□	団体の名称及び代表者の氏名 （団体名） （代表者役職・氏名） （電話）

1 支 出

項 目		内 訳	金 額（円）
対象 経費			
	対象経費 小計（A） ※1 補助金の算定基礎金額		
対象外 経費			
	対象外経費 小計（B） ※2 必要な場合のみ記載		
合 計（C） =（A+B）			

2 収 入

項 目	内 訳	金額（円）
西京区地域力サポート事業補助金（交付申請額）※ 千円未満の端数は切捨て		
その他補助金等		
事業収入 （参加費、寄付金等）		
自己負担		
合 計（D） ※3（C）＝（D）		

※1 支出項目は当補助金の対象経費と対象外経費に分けて記載してください。対象経費小計（A）が補助金額を算定する基礎となります。

※2 対象外経費は必要な場合のみ記載してください。

※3 支出の合計（C）と収入の合計（D）が等しくなっているか確認してください。

第3号様式（第5条関係）

西京区地域力サポート事業補助金無償の活動費相当額計算書

活動内容 ※ できるだけ具体的に記入してください。	①活動参加人数	②活動時間	無償の活動時間 計 (①×②)
③ 合 計			(小数点以下切捨て)

④ ③×500円	円
----------	---

無償の活動費相当額 (④≤5万円 ⇒ ④の額, ④>5万円 ⇒ 5万円)	円
---	---

※ 無償の活動費相当額の補助金は、5万円が上限です。

※ 活動ごとの参加者が分かる名簿を提出してください。

注 「無償の活動費相当額」は、人件費としての性格のものではなく、あくまで実際に支出する対象経費の一部を補助するものです。（募集案内P3参照）

西京区地域力サポート事業補助金実績報告書

（宛先） 西 京 区 長	令和 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） □□□－□□□□	団体の名称及び代表者の役職・氏名 (団体名) ⑩ (代表者役職・氏名) (電話)

西京区地域力サポート事業補助金交付要綱第8条の規定により活動の実績を報告します。

なお、本報告書に添付している領収書等の写しが原本と相違ないこと及び当該活動に使用された費用に係るものであることを証明します。

交付決定日	令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日
活動の名称	
精算額 (収支決算書のサポート事業補助金の額)	円
他の補助金の活用	補助金の名称〔 上記補助金の精算額〔 円 〕
活動の内容	
※ 活動の実施状況が分かる写真を添付してください。	
活動の成果	
課 題 等	

※ 「活動の内容」、「活動の成果」、「課題等」については、別紙による提出も可能です。

西京区地域力サポート事業補助金収支決算書

（宛先） 西 京 区 長	令和 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） □□□-□□□□	団体の名称及び代表者の役職・氏名 (団体名) ⑧ (代表者役職・氏名) (電話)

2 支 出

項 目	内 訳	金額（円）	領収書 No.
対象 経費			
	対象経費 小計（A） ※1 補助金の算定基礎金額		
対象外 経費			
	対象外経費 小計（B） ※2 必要な場合のみ記載		
合 計（C） = (A+B)			

1 収 入

項 目	内 訳	金額（円）	左の金額のうち、 対象外経費（B） への充当額（円）
西京区地域力サポート事業補助金 ※ 千円未満の端数は切捨て			
その他補助金等			
事業収入 （参加費、寄付金等）			
自己負担			
合 計（D） ※3 (C) = (D)			

※1 支出項目は当補助金の対象経費と対象外経費に分けて記載してください。対象経費小計（A）が補助金額を算定する基礎となります。

※2 対象外経費は必要な場合のみ記載してください。

※3 支出の合計（C）と収入の合計（D）が等しくなっているか確認してください。

西京区地域力サポート事業補助金無償の活動費相当額計算書

活動内容 ※ できるだけ具体的に記入してください。	①活動参加人数	②活動時間	無償の活動時間 計 (①×②)
③ 合 計			(小数点以下切捨て)

④ ③×500円	円
----------	---

無償の活動費相当額 (④≤5万円 ⇒ ④の額, ④>5万円 ⇒ 5万円)	円
---	---

※ 無償の活動費相当額の補助金は、5万円が上限です。

※ 活動ごとの参加者が分かる名簿を提出してください。



<問合せ先>

- 西京区役所 地域力推進室 総務・防災担当
住所 〒615-8522（住所記入不要）
電話 075-381-7158

- 洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当
住所 〒610-1198（住所記入不要）
電話 075-332-9318



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

